

人事院会議議事録

会議日

令和3年7月19日 月曜日

会議の出席者

川本総裁 立花人事官 古屋人事官
(幹事) 松尾事務総長、柴崎総括審議官
(説明員) (給与局)
佐々木局長、荻野次長、近藤給与第一課長、
一之瀬給与第三課長
(職員福祉局)
好岡職員団体審議官、増尾職員団体審議官付参事官

議題

期末・勤勉手当等の本年の取扱い

議事の概要

- 議題「期末・勤勉手当等の本年の取扱い」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- これに対し、テレワークに関する給与面での対応について、民間企業においては、今年時点では対応が終わっておらず、今後導入を検討している企業もあると認識しているため、引き続き研究を進めてもらいたいとの意見があった。
- 議題について、別添の説明の方針に基づいて対応することについて、三人事官一致で了承された。

期末・勤勉手当等の本年の取扱い
(令和3年7月19日院議説明概要)

(期末・勤勉手当について)

- ・ 本年における年間支給月数の決定方法、期末・勤勉手当の配分及び6月期・12月期の配分については、近年の取扱いと同様に決定することとしたい。
- ・ このうち、期末・勤勉手当の配分については、民間賞与における考課査定分の占める割合を踏まえて、仮に引下げとなる場合には期末手当から差し引くこととしたい。ただし、引下げの改定幅によっては、期末・勤勉手当における勤勉手当の占める割合が年度当初を下回らないようにしつつ、期末手当のみではなく、勤勉手当からも差し引くこととしたい。
また、6月期・12月期の配分については、本年度においては12月期の改定で対応することとし、来年度以降については、6月期と12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を同じ月数とすることとしたい。
- ・ 本年の勧告における期末・勤勉手当の年間支給月数の改定等については、今後、民間賞与の年間支給月数が判明した際に再度お諮りさせていただきたい。

(テレワークに関する給与面での対応について)

- ・ 民間における在宅勤務手当の支給状況等については、本年春の給与民調によれば、支給する事業所が23.1%と一部にとどまっている。他方で、在宅勤務を実施している企業の割合や、在宅勤務を実施している企業のうち、給与として経費の負担を行っている企業の割合は、いずれも昨年秋に比べて増加しており、人事院としても、公務におけるテレワークの推進に資する給与制度の在り方について、必要な研究・検討を進めていくことが重要であると考えます。
- ・ 今後、公務におけるテレワークの実態や経費負担の状況等について把握することなどにより、引き続きテレワークに関する給与面での対応について、研究を進めていくこととしたい。
- ・ 本年の勧告では、給与に関する報告において、上記の状況や今後の対応について必要な言及を行うこととし、表現振りについては、今後精査することとしたい。

以 上